

時津町監査委員条例（平成 6 年条例第 2 8 号）の一部改正（第 1 条関係）

改 正 案	現 行
（請求又は要求に基づく監査） 第 8 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項及び法第 2 4 2 条第 1 項の規定による監査の請求があったとき、又は法第 9 8 条第 2 項、法第 1 9 9 条第 6 項、第 7 項、法第 2 3 5 条の 2 第 2 項及び法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項の規定による監査の請求若しくは要求があったときは、受理した日から 1 0 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。	（請求又は要求に基づく監査） 第 8 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項及び法第 2 4 2 条第 1 項の規定による監査の請求があったとき、又は法第 9 8 条第 2 項、法第 1 9 9 条第 6 項、第 7 項、法第 2 3 5 条の 2 第 2 項及び法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求若しくは要求があったときは、受理した日から 1 0 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

時津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 8 年条例第 7 号）の一部改正（第 2 条関係）

改 正 案	現 行
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 9 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 9 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。